

## 資料 1

### 徳島県児童相談所あり方検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 近年、増加・複雑化している児童相談所業務に適切に対応し、将来を見据えた「人員体制・施設運営の最適化」を実現するため、児童相談所のあるべき姿について検討する「徳島県児童相談所あり方検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 職員の相談対応力向上その他の児童相談所の機能強化
- (2) 市町村の相談体制強化に対する支援や市町村との連携強化
- (3) 関係機関等との連携強化
- (4) その他必要と認められる事項

#### (組織)

第3条 委員は、別表に掲げる委員で組織する。

#### (会議)

第4条 委員会に座長を置く。

- 1 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 2 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、議事を進行する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

#### (部会)

第5条 委員会に、個別の事項を検討するため、別に定めるところにより部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、こども家庭支援課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、こども家庭支援課長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の任務終了後はその効力を失う。

別表（第3条関係）

	氏名	所属・職名
学識経験者	二宮 恒夫	徳島大学名誉教授
	江口 久美子	徳島文理大学教授
施設等関係者	八木 宏明	徳島県児童養護施設協議会 会長
	梅崎 一郎	こども家庭支援センターひかりセンター長
司法関係者	上地 大三郎	弁護士
教育関係者	笹賀 和男	スクールソーシャルワーカー
子育て関係者	蒲生 美智代	NPO法人チルドリン 代表理事
行政関係者	杉本 泉	徳島市子ども未来部子ども健康課 課長
	森吉 雅史	徳島県中央こども女性相談センター 所長
	小倉 高幸	徳島県南部こども女性相談センター 所長
	佐々木 絹代	徳島県西部こども女性相談センター 所長